

兵庫県立松陽高等学校 校則(服装・頭髪について)

令和4年4月1日

1 服装等の規程

服装は、本校指定の制服等を着用しなければならない。

また、制服は、常に美しく着こなさなくてはならない。

事項	男子	女子
制服	ブレザー・スラックス 半袖カッターシャツ 半袖ポロシャツ 長袖カッターシャツ (ネクタイ)	ブレザー スカート スラックス 半袖ブラウス 半袖ポロシャツ 長袖ブラウス 本校指定セーター (リボン) (ネクタイ)
セーター	本校指定のセーターのみ	
通学かばん	本校指定のかばん ※許可のあった部については部指定のかばんを使用してもよい。	
通学靴	本校基準のローファースューズ (黒) または、運動靴	
校内靴	本校指定の上履き 本校指定の体育館シューズ	
靴下	本校指定の靴下及び、白、黒、紺の無地の靴下 ※11/1～3/31までの期間は、女子については黒のタイツ・パンストを着用してもよい。	
防寒コート	ダッフルコート、ピーコート、ダウンジャケット、ジャンパー (黒・紺・グレー)	

冬季の防寒具とマナー

冬季の防寒具は、華美でなく、また不必要な用具でなければ使用してよい。

なお華美なもの、デザインが奇抜なもの、玩具的要素のあるものなどは禁止している。

(1) 登下校時の防寒用具

・マフラー ・手袋 ・ネックウォーマー ・耳当て ・ニット帽子

(2) 座布団

(3) ひざ掛け

(4) 女子における体操ズボン等の重ね履きについて

登下校を含めて、スカートの下に、長ズボン (体操ズボン等) をはいてはならない。

2 頭髪等の規定

頭髪等については、清楚なものとし、常に高校生としての品位を保ち清潔であること。

1 頭髪

(1) 髪染めや脱色等による人工的な変色の無いようにし、常に生来の髪色を保つこと。

(2) 頭髪が生来茶色系の者は学年の担当者に相談する

2 装飾品

化粧やマニキュア、カラーコンタクト、ディファインコンタクトによる装飾やピアス (透明ピアスを含む) ・ネックレス・ブレスレット等のアクセサリー類は身につけない。